

厚生文教常任委員会(特急反訳)

【速報版】

平成30年9月18日・26日

午後1時30分 開会

○堀口委員長 委員各位におかれましては、大変お忙しい中御出席をいただきましてまことにありがとうございます。

ただいまから厚生文教常任委員会を開会いたします。

本日の案件につきましては、本会議において本常任委員会に付託をされました議案第4号「泉南市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について」から議案第7号「泉南市地域包括支援センターにおける包括的支援事業の実施に係る人員等の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について」までの以上4件について審査いただくものでありますので、委員各位におかれましては、よろしくお願いを申し上げます。

なお、本常任委員会に付託されました議案については、本日委員会付託事件一覧表としてお手元に御配付しておりますので、御参照いただきたいと思います。

それでは、議案の審査に先立ち、理事者から挨拶のため発言を求めていますので、これを許可いたします。

○竹中市長 委員長のお許しをいただきましたので、厚生文教常任委員会の開会に当たりまして一言御挨拶を申し上げます。

さきの台風21号により市内各所で被害が発生いたしました。委員の皆様方にも大変御苦労をおかけしてございます。また、災害対応のために、会期日程を大幅に変更いただくなど、臨機応変な対応を賜りまして、まことにありがとうございます。

さて、本日の委員会は、さきの本会議において、本常任委員会に付託されました議案第4号「泉南市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について」から議案第7号についての御審査をお願いするものでございます。

どうかよろしく御審査をいただき、御承認賜りますようよろしくお願い申し上げまして、簡単でございますが、挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いをいたします。

○堀口委員長 なお、本日会議の傍聴の申し出がございませぬ。傍聴の取り扱いについて、この際御協議をいただきたいと思います。会議の傍聴について御意見等ございませぬか。よろしいですか。———それでは、傍聴者の入室を許可いたします。

〔傍聴者入室〕

○堀口委員長 これより議案の審査を行いますが、議案の内容につきましては、本会議において既に説明を受けておりますので、これを省略し、質疑から始めたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○堀口委員長 御異議なしと認めます。よって審査の方法については、提案理由並びに内容の説明を省略し、質疑から始めることに決定をいたしました。

それでは、これより議案の審査を行います。

初めに、議案第4号「泉南市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とし、質疑を行います。質疑はありませんか。———以上で本件に対する質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。———討論なしと認めます。

以上で本件に対する討論を終結いたします。

これより議案第4号を採決いたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○堀口委員長 御異議なしと認めます。よって議案第4号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第5号「泉南市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とし、質疑を行います。質疑はありませんか。

○岡田委員 よろしくお願いをいたします。

泉南市で小規模保育事業といえば2カ所あると思うんですが、それはA型、B型、また人数、今現在、何名行かれていますか教えていただきたいと思います。

それと、家庭的保育事業なんですが、泉南市は

今現在ないと思うんですが、これからの泉南市を考えていく上で、子どもたちの傾向、それはどういうふうにお考えなのかというのをちょっとお聞きしたいと思います。

**○石谷保育子育て支援課長** まず、泉南市内の小規模保育事業、2カ所ございますが、どちらもA型で2カ所になっております。定員のほうですが、どちらも定員12名、現在、もう既に定員を満たしております、10月1日以降の受け入れというのはちょっと受け入れできないような状況となっております。

泉南市の家庭的保育事業についてなんですけれども、現在はございません。今後ということなのですが、子ども・子育て支援事業計画におきまして、泉南市の少子化に伴う子どもがどう減少していくのか、なおかつ、保育を求める量の見込み、ニーズ等、計画を定めております。来年度までがその計画の年度となっております、今年度中にまたニーズ調査を行いまして、市民の方々、保育を希望されているおうちの方がどれぐらいいらっしゃるのかという調査を行う予定となっております。その調査の結果を受けまして、今後泉南市としてどのような量を確保していくのかということ、平成32年度からの子ども・子育て支援事業計画書の中でまた計画をつくっていきたいというふうに考えております。

以上です。

**○岡田委員** ありがとうございます。

6人以上、19人までという中で、12名で現在いらっしゃるということで、そこからの申し込みが、だから19人ぐらいふえているということですかね。19人までいけるんじゃないんですかね。そこをちょっとお聞きしたいと思います。

**○石谷保育子育て支援課長** 基準を定めています小規模事業所というのが19名までの規模を認めているということでして、泉南市内にある、りとる愛らんどと西信達保育園P i c c oの事業所につきましては、定員を12名という形で市のほうが認可をしております。ですので、また、例えば今度、りとる愛らんど、もしくは西信達保育園P i c c oがマックスの19名まで利用定員を拡大したいという申請が上がってきまして、その内容に応じ

まして、市が認可するのかどうかということとをまた判断していくということになります。

以上です。

**○堀口委員長** よろしいですか。

**○和気委員** まず最初に、今回の改正の主な内容の中で、連携施設の確保の例外という形の中で、連携というのがあるんですけども、代替保育ということが定義されて、この場合はこれが今回は改定されるというふうになってはいますけれども、その代替保育というのは今どのようにされているのでしょうか。認可保育所と、今の、先ほどA型の保育の中で、この場合、実際に代替保育的なことを連携の中でされているのかどうなのか、その点が1点と、それから、今後は家庭的保育というのが今、泉南市にはないということでしたけれども、その中で、家庭的保育事業所ができるようになったら、同じような同型の保育所、同時でもこれができる可能性があるということになっているんですが、そういったときの人員配置。例えば、認可保育所のところでは、基準がフリー保育士とかがあると思うんですが、現在あるA型のところでは、フリー保育士の基準は12名の中で何人確保されているのか。その点をまず教えていただきたいと思えます。

**○石谷保育子育て支援課長** まず、代替保育についてですけども、現在、代替保育の実績というのは泉南市の中で今までございません。

今後、どのようにしていくかということなんですけれども、この代替保育に関して、今、泉南市のほうでは、細かい協定といいますか、例えば、りとる愛らんどと、公立のなるにつこ認定こども園であるとか、ニチイキッズ泉南保育園であるとか、あともう1つ、浜保育所が連携施設になっているんですけども、そこの代替保育についての、本来必要な、例えばですけども、代替保育を行ったときに、その保育を行った子どもさんがけがをした場合にどのような対応をするのか、そのけがの補償をどのような形でどちらがもつのかというようなことですか、そのあたりの細かい協定等をまだ結ぶことができておりません。今まで実績がないということもありましたので、今後、代替保育をもし、りとる愛らんどのほうで必要な

場合については、連携施設のなるにつこ認定こども園や市の保育子育て支援課の保育士等による保育の対応を視野に入れまして、想定をしているんですけども、今回の改正の内容を受けて、もう1つの小規模保育事業所のP i c c oの対応も含めて、代替保育における役割分担や責任の所在等を明確に示していくというふうに考えております。

家庭的保育事業については、先ほども申し上げたとおり、泉南市では今現在ないんですけども、保育士の基準ですね。A型については認定の保育所と同等の扱いとなっております。ですので、ゼロ歳児のほうは3対1の基準で、1歳児、2歳児については6対1という基準で、A型のほうは、従事者の資格は全て保育士となっておりますので、有資格者となっております。そのフリーに関しては、この合計人数プラス1名の確保が必要という基準となっております。

以上です。

**○和気委員** そうしますと、今の代替保育については、認可保育所で、例えば保育士さんがお休みしたときで、子どもの保育ができないときは何人かをそこで預かってもらえるような約束事をするということもこれから結んでいくという形になるかなと思うんですが、それは今のところは泉南市においては、そういうのは今はないと、今後の課題やということで捉えたらいいのかなというふうに今思ったんですけども、それでいいのかどうか。

それからもう1点は、食事についての施設の追加。これも特例というふうになっているんですが、この場合、現在は調理の、これは家庭的保育ですけども、施設内の中で調理はしなくてもいいというふうな基準になっていて、認められているというふうに、今、捉えているんですが、この場合においては、これは、例えば協力できる連携している施設のところの調理のところからそこへ運んでもらうとかすることなのか、そうでなくて、調理はどこかで行っているところからでもこれがいけるというふうになるのか、その点はちょっとわかりにくいので、その点が1点と、それから、経過措置の中で、延長とありますよね。これは今、10年間、これについての努力目標となっている

んですが、調理を施設内ですという体制が、それを確保するよう努めなければならないということなんですが、現在は今、何年間なんですかね。延長で10年間はということになっているので、現行はどこになっているのかわからないんですが、現行はどうなのか。その点をいろいろ教えていただければというふうに思います。

**○石谷保育子育て支援課長** 先ほどの代替保育ですけども、もちろん小規模保育事業所で預かっている子どもさんを認可保育所のほうで預かるという方法もございますし、小規模保育事業所のほうに保育士のほうを派遣して、小規模保育事業所内で保育するという方法も考えられます。そのことについても泉南市のほうでは細かいことがまだ決められていないという状況です。

給食なんですけれども、今回の条例の中で改正部分というのは、家庭的保育事業者等の食事提供についてということになっております。これまで事業所内で調理を行う、もしくは連携施設からの食事の搬入ということになっていたのですが、提供する施設が保育所等からの調理業務の受託実績があって、給食の趣旨、特に保育園に関しては、アレルギーであるとか子どもに対する栄養であるとか、その辺の趣旨等を十分理解し、安全性が認められると市が認めるものを、食事を搬入することができるというふうに追加されたということでございます。今までは、経過措置は5年であったものが10年に延びたという内容になっております。

以上です。

**○和気委員** そうしますと、食事の、給食の件なんですけど、特に乳児を預かるのが家庭的保育とか小規模の保育所の今の主な役割になるかと思うんですが、こういった場合において、これは一応市長が認めるということで、食事についても、この場合に、特にアレルギーとかアトピーとか乳児の場合は離乳食とか、いろいろなのがあると思うんですが、その場合は、認可保育所であれば一定の調理師さん、栄養士さんがいて、確実になると思うんですけども、またその日の体調によってもいろんな配慮をしないといけない。食事の部分でいけばね。その点は、今後、泉南市においては、認可外保育の場合においては、そういう事業所とか

があるのか、それも認めるということなんですよ。認可保育所だけの連携で、これができるということなのか、外でも、外注でもいけるのかなというふうに捉えたんですけれども、その点はどうなんでしょうか。その点をちょっと教えていただきたいというふうに思います。

**○石谷保育子育て支援課長** 今現在、泉南市のほうは小規模保育事業所A型のみしか認可をしておりません。その小規模保育事業については、1つの西信達保育園P i c c oについては、連携しております。西信達くねあからの搬入という形になっております。りとる愛らんどにつきましては、自園調理という形で、外部からの搬入ではなく、りとる愛らんど事業所の中で調理をし、食事の提供をしているという状況になっております。今回の改正につきましては、家庭的保育事業者の食事提供にかかわることでございますので、まだ泉南市のほうでは家庭的保育事業者の認可を行っておりません。

現在、実際には実績はないので、今回の改正に応じまして、もし家庭的保育事業者を認可するような事態になった場合に、一番安全性を考えて、もちろん、連携施設からの搬入であるとか、自園調理という形を進めるというのが本来、原則ではあると思うんですけれども、例外を認めるという形で、保育所等からの調理業務の受託実績がある業者さんという形も条例の中にありますので、その辺を考慮した形で、今後考えていくのは検討していきたいというふうに考えております。

以上です。

**○堀口委員長** ほかにないですか。———それでは、以上で本件に対する質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

**○和気委員** 反対です。今回のこの条例改正については、保育所の待機児童の問題とか、それから保育士不足とかの問題で、国もいろんな形で問題提起をされていく中で、本当は待機児童を解消するためには認可保育所の増設やとか保育士の年間で10万円もほかの企業よりも低いという賃金の中では、処遇改善も少しやりかけてはいるんですけれども、まだ不十分な中で、やっぱりそういったことを改善するのが、改正する意味ではそれが大

事かと思うんですが、今回の場合においては、緩和的、保育所の食事の面を含めて、それから、代替についても、一番弱い、小さい事業所同士を協力させてするような形で、何とかしのごうというようにことの改正かと私は捉えましたので、そういうことではなくて、本当に泉南市で今待機児童はないということで、途中、満杯ということもありましたけれども、これからまた家庭保育とかいうような形もこれからあるかもわかりませんので、そういったときに安心して子どもを預けられて、保護者の皆さんも安心して働ける、そういったものが必要かと思っておりますので、今回のこの改正においては緩和という形なので、やはり保育に本当に安全性が欠けるかなというふうに思いますので反対いたします。

**○堀口委員長** ほかにないですか。———以上で、本件に対する討論を終結いたします。

これより議案第5号を採決いたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり可決することに賛成の委員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

**○堀口委員長** 起立多数であります。よって議案第5号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第6号「泉南阪南共立火葬場条例等の一部を改正する等の条例の制定について」を議題といたします。

**○宮阪市民生活環境部長** 9月5日の本会議におきまして、この議案第6号の審議の中で、竹田委員より求めのあった資料について本日御用意させていただきましたので、説明させていただきたいんですけれども、よろしいでしょうか。

**○堀口委員長** はい、続けてください。

**○神保環境整備課長** 私のほうから、資料に基づきまして説明させていただきます。

まず、火葬場の運営方式につきまして説明させていただきます。お手元に議案第6号「泉南阪南共立火葬場条例等の一部を改正する等の条例の制定について」、厚生文教常任委員会資料として、A4のペーパー1枚を配らせていただいております。

まず、火葬場の運営方式でございますけれども、運営方式につきましては、指定管理、委託、直営

と、3つの方法がございます。まず、それぞれの各運営方式の特徴について説明させていただきます。

まず、指定管理でございますけれども、民間事業者が運営することにより、火葬炉運転などの専門的知識を有する業務などで、緊急時の職員配置や勤務形態に応じた職員配置が、事業者組織内で柔軟に対応が可能である。事業者から提案を受けることで、住民サービスの向上が図れることや、価格や管理経費の縮減に関する提案を評価して、事業者を選定することで、効率的に運営し、経費の削減が期待できるということになっております。

続きまして、委託でございますけれども、委託につきましても同様に、民間事業者が運営しますので、民間事業者が運営することにより、同様に火葬炉運転などの専門的知識を有する業務などで緊急時の職員配置や勤務形態に応じた職員配置が、事業者組織内で柔軟に対応が可能でございます。ただ、委託方式につきましては、民間事業者の持つノウハウやアイデアが活用できず、市が作成した仕様書に基づくサービスとなるものでございます。

続きまして、直営でございます。火葬場の休場日は1月1日と条例にしておりますけれども、土日祝日にも火葬業務を行うことから、交代職員の配置が必要であり、火葬炉運転などの専門的知識を有する者、職員を確保するとすれば、人件費とコスト上昇が見込まれるものでございます。行政が運営するため、民間事業者の持つノウハウやアイデアを活用したサービスとはならないというものでございます。

以上が火葬場の運営方式における特徴でございます。評価としましては、指定管理が「◎」、委託が「○」、直営が「△」という形で評価させていただいております。

以上が火葬場の運営方式でございます。

続きまして、平成31年度から今後5年間、平成35年度までの必要経費の内訳でございますけれども、まず指定管理部分につきましては、人件費と需用費につきまして、人件費、電気、水道、燃料費の合計が5年間でおおむね2億1,500万円でございます。

管理費につきましては、電気工作物、空調設備、消防設備、発電機設備、自動扉設備、昇降機設備、給排水設備、植栽剪定・除草、清掃、警備、残骨灰の処理、浄化槽維持管理等の管理費がおおむね5年間で2,700万円でございます。維持修繕その他といたしまして、施設設備の修繕、備品の修繕、消耗品、原材料費、備品購入費、機器借上料、予約事務管理料、保険料、各種検査手数料で、5年間で3,400万円を見込んでおりまして、合計が2億7,600万円ということでございます。

そのほか、これもさきに延べておりますけれども、火葬炉の維持管理としまして、1,445万円、合計が5年間で2億9,045万円が必要な経費ということになります。

以上でございます。

○堀口委員長 それでは質疑に入りたいと思います。質疑はありませんか。

○田畑委員 今回のこの大阪府下の災害で泉南市もかなりの被害、そして住民の方もそれと同じように精神的なダメージ等々があって、役所の皆さんも今までに経験がないし、住民さんも第2室戸台風以来ということで、非常に僕にとっては混乱したなというのが感想なんです。やっぱりその各自治体の市長さん、うちの竹中市長におかれましては、行政マンのプロフェッショナル、俗に言う行政プロ。また、泉佐野市の千代松市長のように、議員から市長になる、一般から市長になるということに関しては、逆に行政マンのプロフェッショナルじゃなくて、素人。僕が一般質問でよく言っているばくち、一か八かというところが非常に今回の災害の対応等々で感じているのが感想なんです。行政の中で、ルールという中で動くということに関しては、やっぱり難しいだろうし、固定観念もあるだろうし、いろんな葛藤もあるだろうし、それがやっぱり竹中市長と千代松市長の、俗に言う、ええか悪いかわからんけれども、違いなのかなというのをこの災害で感じたんです。

何が言いたいかということ、僕自身も、議員としてのプロフェッショナルというよりも、やっぱり市民感覚というか素人さということが今この泉南市に必要なのかなというのがすごく今思っているところなんです。今回、質問が非常に漠然とし

ていて、素人じみている質問になるんです。だから、非常に申しわけないと思うんだけど、ちょっと聞いてほしいです。

指定管理というのは、もともと前に決まっている話なので、私自身も理解しているんです、指定管理は。ただ、その指定管理が決まってから、俗に言う大阪北部の地震があったり、学校のプールブロック塀が倒れて、幼い小学生の女の子の命を奪ってしまったり、今回の我々の災害が起こってしまったり、また、急激な猛暑によるエアコン。市長もお耳にしているかもしれませんが、署名運動等々が約七、八千人ぐらい集まったんじゃないかといううわさなんです。僕はよくわからないですけども。

各地方自治体というのはやっぱり財政的にええときもあれば、悪いときもある。これも理解していますし、ただ、今の泉南市は、これからさらなる暗黒時代に入ると思うんです。これはもう待たないやと思うんです。行革でも、FM、40年先の眠たい話を言い出したり、行革もいつその成果が出るのかわからんまま、FM、行革と、語呂のええ言葉だけが走っている泉南市の中で、実際、今僕が言いたいような財政がきつい中でやらなきゃいけないことがたくさん出てきていると思うんですよ、たくさん。これを乗り切るためには、もう1回頭の中をもう1回真っ白にして考えないとあかんと思うような気がしたんです。これを見たときに。

というのは、本当にこの火葬場が指定管理がベターじゃなくてベストな答えなのか、もう一度。前回、この利用料の件で、かなり激論があったと思うんです。これも大切な意見だろうし、この指定管理のあり方という考え方が非常に泉南市が甘いような気がするんです。今までのサザンびあしかり、全てにおいて。です。ので、いろんなイレギュラーなことがバタバタと起こって、なおかつ、一般市民の皆さんからエアコンの署名と、莫大な予算がかかるエアコンのことも出てくる。こういう災害の復旧、こういうさなかで、漠然と指定管理という、これからずっと続いていくことをもう1回検証し直すべきものなんじゃないかなとは思っています。

ちょっとわかりにくかったかな。今思っているのがそういうこと。いやいや、もちろんわかっているんですよ。僕が素人やから、いやいや、僕が決まっていることをそんなあっちこっちできへんというのはようわかっているんですけども、状況が状況でだんだん変わってきていると思うんですよ。だから、ほんまにこの指定管理が正しいものなのか。本当に市民さんにとってベストな答えなのか。行政、市役所にとって将来的にプラスになる答えが指定管理なのかというのを検証し直したほうがええような気がするんですけども、そのあたり、いかがでしょうか。

○宮阪市民生活環境部長 指定管理なんですけれども、火葬場に関して、3月の段階で指定管理の条例を上げさせていただいて、その際に、指定管理で議決をいただいておりますけれども、我々も本会議の中で御質問をいただいた中で、今日お示しさせていただいたようなペーパーで、この火葬場に関して、運営方式が、指定管理がいいのか、委託がいいのか、直営がいいのかというのをもう一度整理させていただいたというのが今日お示しさせていただいたペーパーでございます。

特に、例えば、図書館なんかですと、無料で図書を貸して、なかなかノウハウを生かせる場所がないというような施設もあるかと思っております。いろんな民間のノウハウが生かせる施設もあると思うんです。この火葬場に関しては、今回、多目的室という葬儀ができるような小さな部屋も設けております。その中で、事業者のアイデアであったりノウハウを生かして、なおかつ、運営に関しても、市が直営でやったり、市が仕様を決めて委託業務でやるよりも、指定管理の中で、金額に関しても競争していただけるように、その審査の基準の中に一定、提示していただく価格も審議するようにさせていただいています。そういう中で、価格的にも提案的にも中身を審議して、なるべく安く、中身のよいものを選べるような形でその審査基準をつくって指定管理者を選ぼうと考えておりますので、そういった中で、この火葬場をやっていただく方法が、何が一番いいのかと考えたときに、この指定管理が一番だろうという結論に達したものでございます。

以上です。

○田畑委員 ごめんね、もう1回だけ、同じ質問になるんだ。

宮阪部長が今おっしゃっているということは、おそらくほかの議員さんもこちら側に座っている委員さんも全員理解はできていると思うんです。ただ、僕が言っているのは、今、宮阪部長が御答弁いただいたことというのは、ほんま言うたら、指定管理のあり方といったときに、僕、数年前に質問したときに、例えば、あいびあであったり文化ホールであったり体育館の指定管理としての基準が甘いんじゃないかという質問で、いろいろ言わせてもらったら、担当者の方は、役所はお金もうけをしたらあきませんねやと。ビジネスじゃないんですと。役所の提示するのはサービスなんですよという答弁で、あ、なるほどなど。役所の考えというのはそういうことなんだと。といいながら、今言っていることに関しては、やっぱり指定管理の中で、いろんなノウハウであったり運営にかかわるということになれば、この前のこの2万円とかいう議論になってくると思うんですね。

この話はちょっとまた違う話になってくるんだけれども、僕が言っているのは、3月に指定管理が決まったというのはよくわかっているんです。これはよくわかっているんです。何ぼ俺が素人やといってもわかっている。ただ、あれから何事か、何事かと起きているわけなんですよ。もうこうやって、ちょっと市長にはかましておくんですけども、エアコンなんか、ここからつけますよなんかありえないから、答えとして。するかせえへんか、ゼロか100の答えを出さなあかんのです。どこどこ小学校からやっていきますねんなんていう答えなんか出せるわけないので、この財政状況の中で、どんどん圧迫していく中で、ほんまに検証、見直しということが必要になってくるんじゃないですかということを質問しているんです。それだけなんです。

○宮阪市民生活環境部長 今回のこの火葬場に関しては、先ほど申したとおりでございまして、民間のノウハウが生かせる施設であるかどうか、ノウハウが生かせるか、アイデアが生かせるか、こういった業務を中心に指定管理の施設を選定すると

いうのが一番ベストだろうと。さまざまな状況の変化というのは、委員のおっしゃるとおりあるかとは思いますが、そもそも本来的にその施設の持つ性質であるとか目的であるとか、そういったものを考えたときに、どういった方式が一番ベストなのかというのを考えた中で、さまざまな状況の変化はございますでしょうけれども、この方式が一番で、火葬場に関しては、この方式が一番であろうということですので、御理解いただきたいと思います。

○堀口委員長 いいですか。———ほかに。

○古谷委員 ちょっとこの前も質問させてもらったんですけども、平成30年度の火葬件数は、泉南市、阪南市、どうなんですかね。この前は調べてわからないということやったんですけども、先にそれ。平成30年度。先日いただいた議案資料2のところ、平成31年度か。それで、平成29年度の件数は聞いたんですけども、今、直近の8月末までは、どのぐらいの火葬件数があるんですかね、泉南市と阪南市。平成29年度はこの間教えていただいた。そのとき、質問の中ではまだわかりませんということで答弁をいただいたんですけども、平成29年度は661件かな。阪南市は504件やったんですけども、平成30年8月末まで、この直近ではどんな具合になっていますか。

○神保環境整備課長 泉南市の火葬場の平成30年度の使用内訳でございまして、8月末現在で239件の火葬がございました。

以上でございます。（「いや、だから泉南市と阪南市もね。市外。阪南市も何件」の声あり）

○神保環境整備課長 申しわけございません。阪南市のデータがちょっと手元でございまして、至急調べさせていただきます。申しわけございません。

○古谷委員 これ、今、239件でしょう。阪南市のあれで。これ、数字で逆に平成31年度、676人になっていますやんか。これは今からその数字に追いつく200人以上、300人ぐらい亡くなるのかなというのが。やっぱりそれだけ長生きされているというか、長寿のそういうのになっているんですけども、ちょっとこれが数字的にはどうなのかなということで、この前も質問させてもらったんで

すけれども。別紙でいただいたこの資料の中で、指定管理になった場合は、3行目のところですかね、価格や経費縮減に対する提案ですかね。それで効率的に経費の削減ができると書いていますよね、指定管理で。これは逆に、指定管理で経費削減ができるんだったら、市民の皆さんの火葬するやつは安くすることが可能じゃないですかね、今の数字からいうと。どこからこの数字を引っ張ってきたのか。670、676と。これは、だから平成33年度から平成35年度、810、810となって、市長はこれ以上は下回ることがないとか、この間断言したような言い方もされていたんですけども、今現在でこれ、239ですよ。今から12月末まで、亡くなるのかな。素朴な疑問。

○堀口委員長 確認やけど、年度は4月から8月までの5カ月ですよ。

○神保環境整備課長 はい。5カ月でございます。

4月から8月までの5カ月で239件でございます。

○神保環境整備課長 5カ月で239件でございますので、単純に12カ月で計算しますと、574件ということになります。

○古谷委員 だから、僕が何を言いたいのかというと、ここの数字自身が何か計算方式でこれがちょっと僕、どうしても引っかかるなというので。要は、何で高くなるねんということで、安くなってわかりやすく、さっきの田畑委員も言っていたように、安くなって当たり前ちゃうんという感覚なんですよ、僕から言わせていただくと。経費削減できるし、指定管理になって、新しくなってするんであればですね。単純なことなんです。だから、この数字どうのこうの、細かい数字。この前も宮阪部長が平成35年度以降は見直すとか言っていたんですけども、実質どうなのかなと。要は、僕は現状のままでいけるんじゃないか、2,000円でも安くなったり、そういうのできるんじゃないかなという、そういう努力をされているのかなというので、さっきの田畑委員の付随するいろんな状況も、状況が変わってきていて、指定管理がどうなのかということでもうたわれている中で、見直しも必要んじゃないかな。何か数字だけ走っているような気がしてならないなというので、僕からいったら、ちょっと適当やなというので。

民間企業で融資を受ける立場としたら、すごいこれ、厳しいんですよ、融資を受けるために。この数字的なものは。ちゃんと出さないとお金を貸してくれませんからね、逆に言ったら。こんな適当なのだったら、融資をおろしてくれませんからね。ちゃんと分析しているのかなというのが素朴な疑問で。要は、もうちょっと安くなる努力ができるんじゃないのの言いたいだけです。

以上です。

○宮阪市民生活環境部長 今回算出している経費でございますけれども、類似の業務の経費を参考に、今回の管理費、維持修繕、その他のその部分については算定しておりますし、人件費につきましても、市の平均給与などをもとに算出しておりますので、特に今の時点では、まだ業務が始まっておりませんので、あくまでも市が行う積算ということで今回の設定をしております。

あと、指定管理を見直す5年後ですね。その際に、再度また料金については見直す機会もございますので、その際に燃料費とか人件費がどうなっているかという面もありますので、その辺も含めて今の料金が適正なのか、見直す機会もございますので、そのときに、再度御説明したいというふうに考えております。

以上です。

○古谷委員 いや、だから、指定管理にしたら経費削減が期待できるんやったらいけるんちゃう、逆に言ったら。

○宮阪市民生活環境部長 この分につきましては、施設の運営が始まっておりませんので、あくまでも積算上で料金を算定する以外ないというのがございます。実際に経費の節減に関しては、今回、指定管理者を募集するときに、事業者を評価する際に価格による競争の部分も2割設けておりますので、その部分で価格の競争と、あと、事業者の提案で経費の節減ができる部分についても提案を受けて、その中で経費の節減を図っていくということを考えておりますので、また5年後にその辺の状況と、先ほど申しました燃料費や人件費の状況、そして他市の状況、そのあたりを見ながら、今後の利用料金の設定についてまた考えていくということになりますので、御理解いただきたいと

思います。

○堀口委員長 ほかに。

○河部委員 今回やっぱり条例の改正によって、使用料も含めて定められてくるので、一定議論をしておかなあかんのかなと思っています。

そして、先ほどから出ているように、1つ確認なんですけれども、今回、この5年間の経費については、指定管理料と火葬炉維持管理料ということで、2つに分かれているんですけれども、今後、募集をする際には、この2つをセットにして1事業者を選定していくのか、あるいは、指定管理者と、この火葬炉維持管理を別々に、要は指定管理は指定管理、火葬炉維持管理は維持管理ということで2事業者を募集していくのか、まずお聞きをしたいと思います。

○神保環境整備課長 火葬炉の維持管理につきましては、火葬炉の建設と維持管理をセットにしまして、総合評価の入札で業者を決定しております。その維持管理につきましては、20年間の維持管理をするということと、それと炉の建設をセットにして総合評価で入札しておりますので、維持管理につきましては、基本的にその業者と一応、5年ごとにこの業者と契約をするという形になる予定でございます。ですから、火葬炉につきましては、指定管理と別でやるということになります。

以上でございます。

○河部委員 わかりました。それと、今議論になっている使用料の件ですけれども、この間の協議会等でいろいろ説明を聞いていると、大阪府下の使用料、大体2万円ということになっているということをおまに算出の計算式も載せながら2万円という数字になってきているんですけれども、ただ、この一覧表だけを見ると、近隣の市の中でも、例えば、貝塚市、熊取町、田尻町なんかでいうと1万5,000円であるとか、和泉市なんかでいうと1万円、泉佐野市は1万8,000円ということで、高石市、岸和田市等は2万円になっていますけれども、まだまだ2万円以内の金額設定で火葬されているところがあるんですけれども。やっぱり今回、泉南市と阪南市でそれぞれ1万4,400円と1万5,000円から2万円に上がるということで、非常に施設自体は新しくなって、使い勝手もよくな

るということは理解できるんですけども、その料金が上がるということに対しては、やっぱり負担感というものには否めんという気はするんですけども、改めて、やはりこの2万円になってきた計算式は、一定の数字に基づいてされているんですけども、今日出していただいた資料の中で、指定管理の人件費、需用費が2億1,500万ということになっているんですけども、このうちの、例えば人件費で占める割合は何割程度なのかですね。やっぱりこの数字によって一定、2万円という数字が出てきているので、例えばここを抑えることができれば、もう少し使用料も安くできるという計算にはなると思うんですけどもね。その辺の説明では、類似業務を参考にして、計算してされているんですけどもね。ここをもう少し、例えば抑えることができなかったのかどうかということも含めて、ちょっとお答えいただきたいと思います。

○神保環境整備課長 こちらの人件費、需用費の中の2億1,500万のうちの人件費の割合ですが、おおむね8割程度が人件費になっております。あと、こちらを抑えるということでもございますけれども、業務の内容から必要な人件費を見込んでおまして、炉の運転とか、事務を兼ねている者とか、あるいは警備、清掃等の人件費を、業務の内容から必要な人件費を見込んでおります。

以上でございます。

○河部委員 今こうやって、もう既に出てきているので、例えばこれを、この議論を踏まえて1万5,000円にしますわとか、そんな話には多分できへんと思うんですけども、ただやっぱり、この数字に基づいて使用料が計算されているので、果たしてここに書かれているように、指定管理を「◎」にしたことによって、経費の削減が期待できて、あるいは市民サービスが向上できたというような、本当に使用料の価格設定になっているのかどうかというのを、我々としても納得するような答弁を聞いておかないと、後々やっぱり、議会はなぜこれに賛同したんやということも問われてきますので、そういう質問もさせてもらっているんですけども、じゃ、これ、5年後、一定の見直しをかけていきますよとなった場合、施設自体

は、今、オープンして新しい状態の中で維持管理も含めて新しいからそんなにマイナス面というのは出ないと思うんですけども、これが例えば5年経過してどんどん年数がたっていくと、それなりに老朽化もしていくので、逆にそこの維持管理面が高くなってくるとは思うんですけども、当然、そういうことを見越した場合、この金額というものの見直しに当たっては、上がって普通やと思うんですよ。だから、この2万円からまずはこれだけ、例えば亡くなる方もふえてきたので、ここから大分2割ぐらい安くできますよとかという話にはならへんのじゃないのかなと。値上げありきの見直しになっていくんじゃないのかなと思うんですが、担当原課として、その辺の見直しに当たってはどんな見直しを持って今、見直しの議論を出されているのか、最後、聞いておきたいと思います。

**○宮阪市民生活環境部長** 一応施設を運営していく中で、当然修繕とかは出てくるとは思うんですけども、それとか施設の更新とかも出てくると思いますが、現在、市が適正に運営が可能と考えられる金額について、今現在考え得る限りで積算したものが今回の数字でございますので、これに基づいて運営し、見直しの機会にそのときの状況を見ながら適正な金額が幾らなのかというのを、その時点で判断していくということになるかと思えます。

以上です。

**○河部委員** これがある程度決まって、今後指定管理を募集して、指定管理者が決まりましたとなった場合、再度議会のほうには指定管理の指定ということで議案は上がってくるんですか。

**○宮阪市民生活環境部長** 指定管理者を指定する場合に議決を要しますので、また10月の末ぐらいには指定管理者が、今の予定では決定する予定でございますので、12月議会に指定管理者の指定についての議案をまた提案したいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

**○堀口委員長** ほかに。

**○岡田委員** よろしく願いいたします。

皆さん、使用料のことについては聞かれましたので、私は大人と子どもの区分ですね。そこをも

う一度お聞きしたいと思います。大阪府、ほとんど12歳を中心に、以上か未満で金額を分けられているんですが、先ほど古谷委員もずっと亡くなられた人数を聞かれまして、そのうち、今までは泉南市は16歳を境だったのですが、12歳にした場合、12歳で亡くなられた方はあんまりそんなにいらっしゃらないと思うんですが、人数がわかたら教えていただきたいと思います。

それと、すみません、多目的室ですね。これについてもちょっと説明していただきたいと思えます。

**○神保環境整備課長** 平成29年度の泉南市の16歳未満の火葬件数でございますが、平成29年度は1件でございます。あと、胎児が10件、その他死体等が3件でございます。火葬件数は以上でございます。

多目的室につきましては、火葬場本体の建物からちょっと離れた場所に設けておりまして、そちらの多目的室のほうで、例えば、家族葬とか、そういったものに利用していただけるようなものになっております。多目的室につきましては、別棟になっておりまして、別で施錠できるような状態になっておりますので、夜間、そちらのほうを利用していただいて、通夜とかに使用していただける状態のものでございます。

以上でございます。

**○岡田委員** 16歳以下の方がそんなに人数が、私も少ないと思うんですが、あえて金額が上がる中で、阪南市も15歳、泉南市も16歳からを境にされていたので、ここで別にわざわざ12歳に下げなくてもいいんじゃないかなというふうに思うのが1点と、あと、多目的室ですが、これは1月1日は火葬場がお休みなのであれですが、1月2日とかそういう、お正月とか関係なく、金額的には同じ金額でいいということですか。

あと、お布団とかそういうのも別途借りたりできるんですか、多目的室で。ちょっとお聞きしたいと思えます。

**○神保環境整備課長** 12歳を境にしている件につきましては、先日も申し上げましたように、大阪府内がおおむね12歳を境にしているということと、昔に比べまして体格のほうも大きくなっている

いうことで、16歳から12歳に年齢を引き下げさせていただいたということでございます。

それから、多目的室につきましては、火葬場の休場日が1月1日でございますので、1月2日とかについても、金額については同じ金額ということになります。

以上でございます。

○堀口委員長 ほかに。

○和気委員 まず、今日出していただいたこの資料なんですけれども、この中で、指定管理の「◎」、これについては、お金、総額も出ていますけれども、委託した場合、また直営の場合というのは、それは試算をされたのでしょうか。いろいろ難しい点もあり、比較していくものだと思いますが、それをしているのであればお示ししていただきたいというふうに思います。

もう1点は、先ほど岡田委員が言っていましたけれども、多目的室というのは幾つあるのか、その点をちょっと確認したいと思います。

それから、この料金の件で、皆さんいろいろ質問もされているんですが、泉南市、阪南市の場合を含めてですけれども、現在、泉南市においてですが、市内でできなくて他市で火葬をお願いしている件数、また、市外から泉南市をお願いされている件数というのがわかれば、年間で、平成29年度においてでも結構ですので、その点を教えてください。

○神保環境整備課長 まず、委託と直営の試算でございますけれども、基本的に指定管理と委託につきましては、必要な経費については同じ、同額という形でございます。直営になりますと、こちらの指定管理と委託に比べまして、おおむね5年間で3,000万ほど額が上がってくるということになります。

あと、多目的室でございますが、1カ所でございます。

あと、市内から市外への火葬につきましては、ちょっと手元に資料はございません。市外から市内につきましては、平成29年度で大人が13件、それから手術死体につきましては1件ございました。

以上でございます。

○和気委員 この多目的室というのは、お通夜もで

きるということで、皆さん期待もされているところなんです、ということは、この中でいけば、炉は8あるんですかね。6つでしたかね。そうすれば、多目的室というのはかなり利用者がふえるんじゃないかなというふうには思うんですが、そういった場合、また順番待ちを含めて、これからどういうふうに決めるのかわかりませんが、その辺のことも含めて、また一定教えていただければと思います。

それと、泉南市でこれから高齢者がふえて、葬儀が重なったりして、火葬の日も重なるということで、他市にお願いせないかんということになることもあると思うんですが、他市にお願いすれば、その分また泉南市以上にお金が高くなるわけですから、そういったことについては配慮できるのでしょうか。自分で選ぶ人は、他市のほうで、納得した形をお願いして、他市の場合は高くなるわけですから、泉南市でどうしてもできない状況ということがあれば、その分は何らかの対応をしていただけるのかどうか。

その点と、もう1点は、アクセスの問題ですけれども、阪南市もそうです、泉南市もそうです。あと、よそからも来る、これは可能性もあります。そういったアクセスについては、一定のルートを決めて皆さんにお知らせをしていただけると思うんですが、その点についてお聞かせください。

○神保環境整備課長 今現在の炉の数、今つくっております新火葬場の炉の数でございますが、5つの炉を使用できる状態になっておりまして、将来的に、もう1個の炉をまた増設できる構造になっております。あと、朝の9時から6時までの開場時間でございまして、最大、約10体をマックス、火葬できるスケジュールになっております。あと、そういうことで、現在、マックス10体。もう1つ炉を加えますと12体ほどは火葬できるのではないかなと思います。ですから、他市にお願いするということも、今のところは考えておりません。

それから、アクセスのルートでございますけれども、旧の府道とか、あるいは広域農道のあたりには、一応案内板を設置したいと考えております。地図等も、ホームページに載せられるような形には、ちょっと検討したいと思います。

以上でございます。

○和気委員 最後にしたいと思います、説明の中で、畦の谷慰霊堂、戦没者遺族会の方からの御依頼で、火葬場の中にそれをつくられるということで説明を受けているんですが、阪南市のほうもそれはオーケーやということでお聞きしてはいるんですが、宗教的な観点はないかというふうには思うんですが、あとの管理ですね。これはどこが。そういうのはするのかしないのか。そのままただけになっているのか、その点はどのようになるのか、ちょっとお聞かせ願いたいと思います。

○宮阪市民生活環境部長 遺族会の位牌に関しましては、遺族会で管理していただくというふうに考えておまして、あくまでも設置する場所の提供を、あきスペースを提供するという形で考えておりますので、あとの維持管理につきましては、遺族会のほうでお願いすることになっております。

以上です。

○梶本委員 指定管理の人件費の件なんですけれども、人件費、需用費、5年間で2億1,500万のうちの8割ということでしたかね。この人的な部分での想定人数。大体、常時365日、ここで多分仕事をしないと思うんですけれども、サービス面からいって、この火葬場に誰かしら、その従業員がおられるということ、僕らとしたら、市民としてはそういうことを想定していると思うんですけれども、それを想定の上での指定管理料の中の人件費を含んでいるのか、一応、例えば、アルバイト的な、その場限り、火葬があるときだけに限って従業員が来るとか、そういう形をとられるのか。要は、葬祭場なんかはそうですね。ふだん電話を本部か本社に回して、誰もいないという形がとられると思うんですけれども、ここに行けば必ず毎日どなたか従業員がおられるということ、それを前提のもとでの指定管理者募集ということでしょうか。

大体人数的に365日、それと大体1人当たり何ぼぐらいの年収をこの従業員に与えるのか。安ければいいという問題やないと思うので、小学校のプール開放事業のような形になりかねないと思いますから、この辺のところの想定というのは、どういうふうにされたのかお聞かせください。

○神保環境整備課長 基本的には、年間1,200件以上でございますので、単純計算しますと、1日当たり3.5人ほどの火葬があるということでございますので、基本的には、ほぼ毎日火葬はあるということでございます。

何を見込んでいるかということでございますけれども、基本的に、総括責任者、火葬の責任者、それから炉の運転とか事務を兼ねている者等を正職員として考えておまして、あと、ペットの運搬とかを、泉南市でいう再任用の職員としての賃金として考えております。あと、その他警備や清掃につきましては、最低賃金をもとに経費を算定しているものでございます。

以上でございます。

○梶本委員 単純に言えば、正職員というのは大体5名ぐらい。あと、アルバイト、あるいは任期つきというんですか、そういう形でいく方の人件費算定ということによろしいですか。

○神保環境整備課長 申しわけございません。基本的に正職員を3人、それから再任用としまして1人、その他、警備と清掃で2人を見込んでおります。

以上でございます。

○梶本委員 いや、アルバイトと正社員の差。

○神保環境整備課長 正職員としましては3人でございまして、あと、再任用という形、泉南市でいう再任用として1人。あと、それから、アルバイトとしまして2人を……

○田畑委員 再任用とは役所の再任用のことを言っているの。まさかな。指定管理の話をしているんですよ、今。図書館と一緒にしたらあかねで。

○宮阪市民生活環境部長 大変失礼いたしました。積算として見込んでいる金額が先ほど申しました役所でいう金額程度を見込んでいるということ、ございまして、再任用を雇用するという意味ではございませんので。大変失礼いたしました。金額として見込んでいるのは、積算上、正職員の平均雇用、平均の金額といった内容で積算しておるということ、御説明いたしたかったというところ、でございますので、御理解いただきたいと……

○堀口委員長 確認しますけれども、再任用というのは言い間違いなのか、それとも再任用を入れる

のか、その辺をはっきりしてくれる。

○宮阪市民生活環境部長 再任用の方を雇用するという意味ではございません。あくまでも指定管理者が雇用した人員を現地に配置していただくということになっておりますので御理解いただきたいと思います。

○堀口委員長 再度確認します。これは市のOBが入る予定というわけではないということは確認をとっていいですか。

○宮阪市民生活環境部長 決して市のOBが雇用されるという意味ではございません。

○河部委員 人員の数の話を今していますけれども、今朝、私のほうに説明に来たときは、人員の数とか内容については、今後の指定管理の募集の関係があるので、具体的な数字を言えませんという話でやっていたよ。だから、ここでそういう答弁をされていていいんですか。

○宮阪市民生活環境部長 失礼しました。具体的な各雇用する予定の人数の金額までは申せませんが、今、市が想定している人数を説明させていただいたということで御理解いただきたいというふうに考えております。

○梶本委員 何でこういうことを聞いたかというのは、やっぱりここを利用する市民のサービス面というんですか。いったら火葬場ですので、焼いてしまえば終わりやというような形で対応されるのか、身内の不幸をともし、それを悼んでくれるのかというような、そういう、そこの指定管理者の社員の姿勢が、僕ら、問題あると思いますし、また、これは金もうけで指定管理者が受けたとしたら、どうしてもそういう正社員をゼロにしても、その場限りのアルバイトを雇ってくるという形もとれる。葬祭場なんかでは、そういうことを、葬式のときだけ雇われているところが多いと。そういう派遣会社みたいなのがあると。そういう形の指定管理業者であってもいいのかどうか。できるだけサービス面を見てもらって、やっぱり市民が喜んではないでしょうけれども、最後の終わりに当たって、人生の最後の終わりに当たって、家族も、いいところで火葬していただいたと思える、そういう火葬場にさせていただきたいという思いがありまして、人件費と指定管理者の職員、社員の

雇い方、また、雇用状況。ブラック企業じゃあきませんし、それなりの給料を出しながら、そういうサービスのできる社員をこの場に置いていただきたいと、そういう思いがあるんですけども、そういうことも含めて、この指定管理者募集、あるいは指定管理者に対する人件費の大体想定金額をされているのか、総合的に見て、一応答えていただけませんか。

○宮阪市民生活環境部長 上限金額ということで今回の、先ほど申しました資料の2億7,600万を上限金額として指定管理者を募集しております。募集の中で、今度、応募された中の方から審査をして指定管理者の候補者を選ぶということになるんですけども、その審査基準の中にも事業者の運営実績であるとか運営形態、人員の配置、それと、さまざまな提案ですね。先ほどの多目的室に関しましても、どういった提案をしていただけるのかといったところも評価いたしまして、最終的に指定管理者を選定したいというふうに考えておまして、そういった内容の選定基準として、今現在募集要領を公表いたしておりますので、そういった意味で、優れた提案者が選ばれることになるというふうに確信いたしております。

以上です。

○堀口委員長 すみません。ここで人件費の部分についての具体的な数値を今出せるんやったらすぐ出してもらっていいんですけども、出されへんのやったら、ちょっと休憩をとりたと思うんですけども。

○田畑委員 怒っているけれども怒っていないねんで。僕の質問のときに、指定管理が必要だ、企画提案が必要だ、ノウハウが必要だ、ビジネス、この答弁をしているわけでしょう。今度、河部委員の中では、議長の立場で具体的な人数等々は公表できへんということをお伝えしてあるわけでしょう。その前に古谷委員の中では、この価格を何とか、人件費、コストが下がっている中で、下げられるんちゃうかという具体的な議論をしているわけでしょう。今度は再任用とあって、それは言葉のあやかもわからへんけれども、あんまりなめたらいかんぜよ。委員会は遊んでんちゃうねんからさ。ある一定、これ、委員長、副委員長に任しま

すわ。もちろん、議長も踏まえて。今の答弁は、俺ら、見過ごされへんで。再任用とって。笑い事ちゃうで、ほんまに。

○堀口委員長 そしたら、ちょっと具体の整理をしたいので。

○堀口委員長 とりあえず暫時休憩ということでお願いいたします。

午後2時50分 休憩

午後4時10分 再開

○堀口委員長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

まず、宮阪市民生活環境部長から発言を求めておりますので、これを許可いたします。

○宮阪市民生活環境部長 先ほどは、どうも申しわけございませんでした。先ほどの説明の中で、「再任用」という言葉を使用させていただきましたが、正職員に次ぐ準職員という意味で使ったものでございまして、あくまでも積算上の金額として使用したものでございまして、言葉が適切ではございませんでした。どうも申しわけございませんでした。

もう1点、河部委員につきましては、議長として説明させていただいたときに、指定管理者の募集中であるということもございましたので、本日の会議の中では、金額の細かい説明がちょっと困難であるという説明をさせていただいたのですが、そういう意味の説明をさせていただいたつもりでございましたけれども、河部議長に関しましては説明が不足いたしておりましたので、この場をお借りいたしましておわびいたします。どうもすみませんでした。

○田畑委員 何ぼ行政マンやといっても人間やし、我々議会人といっても同じ人間なので、間違いとか言い方の解釈の違いというのは必ずあると思うんです。それはそれで、役所の人も気をつけてもらいたいんやけれども、やっぱりちょっと緊張感を持ってやってほしいし、その前からも数字を把握していない答弁も多々あった部分もあるし、なめられる議会も悪いし、我々も悪いんやろうけれども、お互いやっぱり緊張感を持ってやってもらわないと、それは肝に銘じておいてください。これはこれでしょうがない話やと思っています。

ただ、答弁の内容については、宮阪部長、逆で、

河部議長に説明が足らなかったんじゃないんで、正しかったのは河部議長にしたことが正しい説明じゃなかったんですか。我々の質問の中では、プロポの内容、それと企業努力、お金を残すうんぬん、いろんな議論がなされている中で、梶本委員の質問に対して本当なら答えられなかったものを、安易な答弁をしたということが訂正しなきゃいけないところなんじゃないんですか。

○宮阪市民生活環境部長 本日の説明の中では、人数の説明をさせていただいたんですけども、それぞれの人員の金額について、今、指定管理者を募集しているものですから、それが21日まで募集の期間になっていまして、その応募書類の中でそれぞれの事業者が内訳を書いて、それを選定委員会の中で評価するという形をとっておりますので、その金額について、今、明らかにすることについては、競争性の観点から適当ではないだろうという我々の思いから議長には金額の細かいことについては説明が、今日の時点では困難でございますという説明をさせていただいたつもりでございました。その辺の人数に関しましては、我々も一定、説明が可能であると判断して、ちょっと説明させていただいたというところがございますので、よろしくお願いいたします。

○田畑委員 最後にします。もう1回確認だけとります。今、企業さんの募集が21日までということなので、ある一定の募集の過程の中の基本の水準の中で、「再任用」等々の言葉は100%ないと信じていいんですね。

○宮阪市民生活環境部長 募集要領の中には「再任用」という言葉は一切出てまいりませんので、よろしくお願いいたします。

○堀口委員長 ほか、ないですか。——先ほど部長の答弁にもありましたように、本議案につきましては、21日まで、現在、事業者を募集している状況でもございます。

そこで皆さんにお諮りしたいのですが、本日の議案審査、この本議案も含めてこの程度にとどめさせていただいて、延期といたしたいと思いますが、これに御異議ありませんでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

○堀口委員長 御異議なしと認めます。よって本日

の議案審査はこの程度にとどめ、延期とすることに決定をいたしました。

なお、本委員会の開催日につきましては、正副議長、正副委員長において調整の上、本定例会会期中に開催したいと考えておりますので御了承願います。

それではこれもちまして、厚生文教常任委員会を閉会いたします。お疲れさまでした。

午後4時13分 閉会

(了)

委員長署名

厚生文教常任委員会委員長

堀 口 和 弘

午後1時45分 開会

○堀口委員長 皆さん、こんにちは。委員各位におかれましては、大変お忙しい中、御出席をいただきましてまことにありがとうございます。

ただいまから厚生文教常任委員会を開催いたします。

それでは、本日は、去る9月18日に議事延期となっておりました議案第6号「泉南阪南共立火葬場条例等の一部を改正する等の条例の制定について」及び議案第7号「泉南市地域包括支援センターにおける包括的支援事業の実施に係る人員等の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について」の以上2件について審査いただくものがありますので、委員各位におかれましては、よろしくお願いをいたします。

それでは、前回に引き続き議案第6号「泉南阪南共立火葬場条例等の一部を改正する等の条例の制定について」を議題といたします。

なお、本議案の審査にかかわって理事者より資料が提出されております。よってこの資料についての説明を受けた後、質疑を続行したいと思しますので、よろしくお願いをいたします。

○宮阪市民生活環境部長 それでは、お手元にお配りしておりますA4・1枚物の資料につきまして説明させていただきます。

先日の委員会の時点では、指定管理者の提案書の提出期限前であったため、市が積算しました火葬場の運営経費の詳細についてお示しできませんでしたが、提出期限が過ぎたため、本日運営経費の内訳の詳細を御準備いたしました。それがこの表になっております。

表の中で左から2つの項目につきましては、先日の18日の時点でお示した内容です。それと区分につきましても、先日お示した内容です。人件費については、区分が少し詳しくなっておりますが、それ以外については、先日お示したとおりです。それについての5年間の合計の詳細をそこにお示しさせていただいております。上から説明させていただきます。

まず、指定管理の費用として人件費、需用費といたしまして2億1,500万円、内訳としましては、職員3名、これにつきましては、市の職員の平均

給与を参考に積算いたしております。これが1億2,050万円。それと職員1人、これは補助的な職員でございますけれども、市の再任用の職員給与を参考に費用を積算したものでございます。これが1,600万円。それと臨時的職員が2名、最低賃金を参考にしたものでございます。これが2,900万円。それと電気代が1,500万円、水道が400万円、燃料費が3,050万円となっております。

続いて、管理費でございます。合計が2,700万円で、その内訳が、電気工作物、昇降機設備、消防設備、発電機設備、空調設備、自動扉設備の保守点検でございます。これが750万円でございます。それと浄化槽、給排水設備の維持管理として1,250万円、機械警備、定期清掃、植栽剪定、除草、残骨灰の処理といたしまして700万円となっております。

それ以外に、維持修繕その他としまして3,400万円でございます。施設と設備の修繕や備品の修繕が500万円。消耗品・備品購入費、機器借上料、原材料費、各種検査手数料、これが1,950万円。それと予約事務の手数料と保険料で950万円。以上のトータルが5年間で2億7,600万円。それと火葬炉の維持管理といたしまして、火葬炉維持管理の経費といたしまして1,445万円。これを全て足しまして2億9,045万円となります。

この積算した5年間の運営経費2億9,045万円を、平成31年度から平成35年度の5年間の火葬の予想件数7,158件で割りまして、行革・財産活用室が作成いたしました使用料・手数料等の見直しに基づきまして、受益者負担率を50%とすれば、火葬の使用料として、大人1体2万円となるものでございます。

以上がこの資料の説明でございます。

○堀口委員長 それでは、質疑を続行したいと思います。

○河部委員 本議案第6号については、追加資料の説明をされましたけれども、まだまだ議論の時間を要するというので、継続審議をお願いしたいというふうに思いますので、委員長にその内容について取り計らいをよろしくお願いをしたいと思います。

○堀口委員長 わかりました。

ただいま河部委員から、閉会中の継続審査の申し出がありました。本動議は成立いたしました。

これより本動議を議題とし、採決をいたします。

お諮りいたします。本動議のとおり閉会中の継続調査とすることに賛成の委員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○堀口委員長 起立少数であります。よって本動議は否決されました。

引き続き質疑を続行したいと思います。

○梶本委員 先に委員長に聞かせていただきたいんですけども、きょう出されたペーパーのみに絞っての質問か、全体を御破算で願いましてという形で……。

○堀口委員長 全体で結構です。

○梶本委員 全体でいいですか。

そうしたら、きょう出された資料から全体にお聞かせいただきたいんですけども、まずこの人件費については、これは市の試算、積算ということで、この選定された事業者がこれに従って、この金額を上限に支払うということではないですね。これ以下の場合も考えられるということでしょうか。まずこれが1点です。

今回こういうことで、火葬場運営経費ということで、人件費等管理費、金額が出ましたけれども、これは、あくまでこのハード面についての金額が出たと思うんですけども、サービス、ソフト面、これについては、選定委員会がこれから始まるということですので、その辺のところの質問に対して、どこまで答弁できるのか、お聞かせいただきたいんです。

答弁できなければ結構ですけども、一応今回、今、継続審議も却下されたということなので、きょう結論を出すということでしたら、できればサービス面、当然使用料の値上げ、プラスになりますので、それに対するサービスが余計にいただけるものやと思っておりますので、そういうソフト面での市のほうの考え方と業者との話、協議の上の中で、どういうふうに決まるのかということもお聞かせいただきたい。答弁できればですけども。

この自由提案という中で、利用者視点に立った利便性の向上を図ることを目的に応募者から提案

をいただくということが書いてありまして、民間の同様な施設で行われているのに、公共では行われていないサービス、例えば主に多目的室の運用だと思っただけですけども、ただ、なお最終的に自由提案を採用するかどうか、市と応募者、提案者の協議の上で協定書締結までに決定すると。

このように書かれているんですけども、値上げされるということについては、この中身のサービスについても理事者側から説明を受けた上で、この条例、使用料決定の条例の可否を決めたいと思うんですけども、これはどうですか、市としての考え方というのは、この場では示されないことでしょうか。示すことはできないでしょうか。その点についてお答えいただけます。

○宮阪市民生活環境部長 それでは、人件費についてですが、きょうお示ししております資料につきましては、あくまでも市の積算ということでございますので、事業者はそれぞれのサービス、それと運営の状況によりまして配置人員というのは当然変わってくるものと考えております。

これは市が標準的に運営すれば、これぐらいかかるであろうという、あくまでも積算ということでございますので、よろしく願いいたします。

それと、サービスの内容、提案の内容をここで示せるかということでございますけれども、今、事業者から提案を受けたばかりでございますし、またこれからその内容について審査が行われるということで、その審査の公平性なり競争性なりという点では、ちょっと今お答えはできないということでございますので、御理解いただきたいと思っております。

それと、自由提案で利用者視点で民間事業者でないと考えていることができないようなものを提案してほしいということで、募集要領に書かせていただいているんですけども、委員おっしゃるとおり、多目的室というのを設けておりますので、基本的には、その多目的室の利用方法について、官側ではなかなか考えられないというか、考えつかないような、民間で広く行われていたり、独特のアイデアであったりというようなものを提案していただいて、事業者を選定したいと考えておりますので、その点についても、市が今から提案者か

ら説明を受けたり、選定委員会の中で選定をする中で、そのサービスがどのものがよかったのか、総合的に判断して、どのようなサービスを提案した事業者が選定されるかというところになってくると思っていますので、よろしく願いいたします。

○**梶本委員** サービスの多目的室があるというのは、これは決まっているんですけども、その一応使用料も決まっていますし、これについて事業者がお茶の1つのも出さないで、利用者が勝手に持ち込んでしなさいというのか、またあるいはここで葬式をする場合ですけども、霊安室はあったと思うんですけども、お通夜を前の晩に催して、明るる日に葬式という場合、夜とぎという形に、この辺の習慣であるんですけども、そういう形のサービスもないのかあるのか、これも一応提案によりますけれども、そういうところも含めて、一体どうなっているのかというのが一番関心のもとになってくると思うんですけども、今後病院からすぐの直送という葬式形態もできてくると思うんですけども、少なくとも、部屋は貸すよ、勝手に使いなさいよ、時間何ぼ取りますよというのか、その間の管理等について、事業者がどこまで責任を負うという形になるのか、これも答えられないとなれば、ちょっとこのきょうの条例については賛同しかねるところもあるんですけども。

一応金額は決まりましたよと、従来の火葬場よりも、もちろん建物が新しくなるから、高くなるのは当然だと思うんですけども、それを安くせよというのは、このサービスの低下を招く可能性もあると思いますし、そういう面もあると思うんですけども、せっかく高くなるについて、事業者の今のいろいろな提案がある中で、理事者側として泉南市として、どういう業者が最適であるということに決まっていくのかなど。答弁できないと思うんですけども、やっぱりそれが一番関心あるんで、この委員会で付託されている限り、やっぱりそういうところも出せる範囲で、言える範囲で教えていただきたい。判断材料としたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○**宮阪市民生活環境部長** 多目的室を使用したときに、湯茶のサービスということでございますけれども、多目的室以外にも控室というのがございま

して、火葬している間、約90分の火葬時間となっておりますので、火葬している間にお待ちいただく部屋として、控室を準備してございます。畳の間もございまして、基本、洋室になっておるんですけども、机、テーブルを置きまして、そこには当然お茶も飲めるような形にはさせていただけるようになると思いますので、テレビも置くというような考えでおりますので、その辺の費用につきましては、これに見込んでおります。

事業者がみずから提案するようなサービスについては、今ここにお示ししている費用には入っていないということなんです。それは事業者がこの費用の中で、このきょうお示ししている費用は、あくまでも積算でございまして、市が標準的に運営していくのであれば、これぐらいかかるだろうという標準的な運営費用をというのを出ささせていただいていますので、それにプラスアルファとして事業者が提案していただいて、先ほどおっしゃいましたようなお通夜、多目的室でお通夜をして1日たつて葬式をするとか、その辺のほうは、事業者が提案していただく内容になっております。

多目的室につきましては、別棟になっておまして、鍵がかけられるようになっておりますので、その辺は当然ガスではなくて電気になっていますので、その辺の安全性も考えながら、管理する指定管理者については、そこを管理していくと。その管理責任については、指定管理者が負うということになるかと思えます。

○**梶本委員** 一応、設備面では霊安室もあり、待合室もあり、多目的室もある。言え、簡単にお葬式しようと思ったらできると思うんですけども、これをこの指定管理事業者がそのサービスの中で、自分のところのサービスの中で取り入れてやるのか、あるいは葬式を出すほう、弔うほうの家族が民間の業者、葬祭屋を呼んできてこの場を使うと、そういうことができるのかどうか、そうした場合には、管理面でこの指定管理事業者との兼ね合いはどうなるのかと。

施設がある、それを使用料を使って払いますよというときに、よそから業者を呼んできて、お通夜、葬式を上げましたと。その間の時間とか部屋の管理、施設の管理については、指定管理業者

はどういう形でかわってくるのかということ、それもこの自由提案の中での話でしょうか。それがわからないから、我々としても使用料が2万と言われたら値上げやないかという判断しかできないんです。

そういう答えが出せるというのは、どういう時点になるのか、それを言うたら、こういうことを指定管理に出す場合は、今まででしたら既存の設備があって、施設があってとかいうのが多かったですから、こういうことをやってもらいますよ。今までこういうことをやっていたから、こういう業務をやっていただきますよというのが案外あったと思うんですけれども、今回みたいに、サザンぴあ、道の駅施設についても、今度新しく建てた建物でございませぬけれども、それ以外でしたら、今回またこういうのは初めてのケースになるので、どういうことをここで行われる、どういうことができる、そしていわばどれだけ使用料がかかるという上での判断。

ちょっとその辺がまだわからないのが、指定管理事業者がそこまでサービスをやっていただけなのか、もうただ部屋の管理だけ、建物管理だけをしますから、市内の業者でもやってくださいよということになるのか、市の考え方もあると思うんですけれども、また今回の事業者の考え方もあると思うんですけれども、やっぱりある程度こういう規則的なものはあってしかるべしだと思うので、それについてお答えできる範囲でお答えいただけますか。

**○宮阪市民生活環境部長** 多目的室の使用なんですけれども、市の収入として得られるものとしましては、今回の条例で上げさせていただいていますように、9時から6時までは1時間1,500円をいただくと、部屋代をいただくという形になっております。

そこで行われる葬儀なりに関しては、指定管理者がみずから考えた内容でみずからが行うのか、葬祭業者を利用して行うのかはわかりませんが、その収入については指定管理者の収入になります。

ですので、そこで豪華な葬儀を上げたいと希望される場合は、それなりに費用をお支払いになれば、そこでできますし、質素にということであれ

ば、それもそういうメニューが多分御用意させてくるんであろうというふうな期待をして、その部分の提案をしていただくというふうにつくりつけて、提案募集をしているということでございます。

それと、管理面なんですけれども、この多目的室とか施設の使用許可につきましては、指定管理者が行くと条例でもなっておりますので、許可権者はあくまでも指定管理者でございますので、管理権限も指定管理者にあるものと考えております。

以上です。

**○梶本委員** 僕の質問の仕方が悪かったのかわかりませんが、聞きたかったのは、指定管理事業者が一応こういうサービスをやりますよと言った場合に、そのサービス料は指定管理者に入るということではなかったけれども、地元の業者というのも親しい業者がある場合に、それを言うたら、これは市民の一人として、この施設を使用料さえ払えば使えるじゃないかと。その指定管理事業者がそういうサービスをやっている、市民から金さえ払えば、違う業者を呼んできていいのかという、そういうところの話についてどう考えているのかということです。

**○宮阪市民生活環境部長** 市として決めているのは、多目的室の使用料金のみでございますので、この使用料金を払っていただければ、あいている時間であれば、どなたでも使っていただけるというふうに考えていますので、提案者が、指定管理者が使おうとしている葬祭業者であっても、市民の方がどなたかお知り合いのところをお使いになっても、その辺は利用が可能であるというふうにご覧しております。

以上です。

**○堀口委員長** ほかに。

**○和気委員** 前にいただいた資料なんですけれども、指定管理者と委託と直営という形で表をいただいているんですか、この中で指定管理者の場合、住民サービスの向上が図れる。価格や管理経費の縮減に関する提案とか、また効率的に運営、経費の削減が期待できるというふうになっているんですが、もちろんこうしたことは、それをすれば指定管理者のところにつながっていく、経営が安心で

きるというふうになってくると思うんですが、こういった経費の削減とかができるとかというのは、泉南市の今決められている料金、これとは全く別の考え方で別途に考えられていますので、こういったところについては、生かされていないかなというふうに。経費が削減されるのであれば、この使用料、料金の設定の考え方について、これは一応ここで書かれているのは、行革・財産活用室の作成、その使用料・手数料の見直しという形に当てはめて、ここに出されているんですけども。

それともう1点、この中で激変緩和措置に対しては、これはだめやということ、全部当てはめられているんですけども、この決め方については、今回の新火葬場建設については、もちろん阪南市と共立ですから、こういった考え方は緩和をして、きちんと市民サービスの向上も含めて新しく設立されるわけですから、喜んでもらえるような、現行の料金に近づけるとか、何かそういうことを考えるような決め方、考え方ということは考えていなかったのかどうか。

今あるもので、もうぱっと当てはめられた試算の仕方をしているんですけども、その点をどう考えられていたのかなと、その点を聞かせてほしいんです。

その新しい料金の方向を見ても、大阪府下で見てもかなり急激に高くなるんですよ。半分以上のところから、新しいからもちろん経費もかかるしというのはわかるんですけども、だからといって今まで低かった条件の中で、ぱっと半分以上のところまで上げるとか、やっぱりそういうようなことというのは、やっぱり市民からいけば、せっかく喜んで新しい施設ができてよかったなど、料金も何とか市が頑張ってくれているなどということであれば、喜びもすごく大きいと思うんですけども、これだったらもう新しいから、はい、上げますよ、当たり前ですよみたいなので捉えられますので、試算方法とか計算方法ですよ。

この辺についても、もうちょっと考え方はなかったのかどうか、その点をお聞かせください。

**○宮阪市民生活環境部長** まず、指定管理の考え方でございます。

指定管理者を募集する際に、まずきょうお示し

した資料につきましては、あくまでも市の積算でございます。この価格が標準的な事業者が標準な業務をすれば、これぐらいかかるであろうという、あくまでも積算でございます。

これを上限額としまして、その範囲内で提案を、金額についても提案をしていただくと。指定管理者につきましては、その提案していただいた金額につきまして、選定する際に、点数づけをするんですが、100点満点中20点、2割の価格の評価、価格に対しての評価を行うということで、一定、価格に対しても経費の節減を期待しているというところでございます。

それとあと、激変緩和のことですけれども、今回は同じ樽井火葬場と西信の火葬場であれば、例えば改修するというのであれば、部分的によくなるというような内容であれば、そういったことも考えられるのかなとは思いますが、今回は全く新しい施設ということで、十分な待合室であったり、十分な空間を設けた中で、サービスを受けていただくという観点からも、この激変緩和に関して、現時点では、現時点というか、この条例を提案する時点に関しましては考えていないということでございます。

それとあと、府下で料金が高くなるということなんですけれども、あくまでもきょうお示しさせていただいた資料に基づきまして、行革の使用料・手数料の見直し、ほかの施設もそうですが、この使用料・手数料の見直しに基づいて全て使用料金・手数料については徴収するというものになっております。これに基づきまして算定したものでございますので、御理解いただきたいというふうに考えております。

**○和気委員** もう1点お聞きしたいんですけども、料金は一定市がこういうふう決められてこうなっているんですけども、指定管理者がこの料金を改定するということは、上限があったと思うんですが、それもこの場合、指定管理者が料金の改定をできるということは可能なんですか。

体育館とか、あいびあととか一定の指定管理者の中で上限できるというふうに捉えているんですが、その辺が間違ってたなら教えていただきたいんですが、それは可能なんですか、その点お願いします。

○堀口委員長 ちょっと答弁の前に、傍聴のお申し出が今ございましたので、入室はよろしいでしょうか。——よろしいですか。

それでは、傍聴者の入室を許可いたします。

〔傍聴者入室〕

○堀口委員長 答弁をお願いします。

○宮阪市民生活環境部長 和気委員おっしゃっておられますのは、使用料と利用料金の違いであるというふうに思います。

本条例でお示しさせていただいているのは使用料でございます、これについては市の収入となるものでございます。あと例えば、あいびあとか部屋貸しをしている部分については、たしか利用料金であったと思いますので、その利用料金については、市長の承認を得た上で、指定管理者が定めることができるとなっておりますので、その部分で、指定管理者が別に定めることが可能という状態となっております。

以上です。

○堀口委員長 よろしいですか。（「はい、結構です」の声あり）

○古谷委員 2点ほど質問させていただきます。

きょうの資料を見させてもらった市の積算、標準基準とか何やら、そんないろいろ言っているんですけども、職員3人に対して5年間で計算したら、1年間で年収803万3,000円、1人頭です。これはどういう基準なのか。

さきの予算審査特別委員会のときの資料、去年のあれを見ていたら、平均一般職400万ぐらいなのか、給料。ちょっと僕、今ざっと計算というか、確認していたんですけども、これの根拠を教えてくださいな。何でこんな金額で、職場でこの人らの内容ですよ。1人頭、年収800万で3人ですよ、これは。議員の給料より高いよね、年収でいうと。

あともう1点、この市の再任用職員、これが年収320万ですかね。これの差は何だろうかというので。仕事、業務内容がかなり変わるのかな。どういうことなのかというのが、ちょっと素朴な疑問でありました。

あと、この炉の管理なんですけれども、これは今5年間で1,000万円ぐらいですか。これは今の

炉の管理をしている、2つでやっているところよりも、これは予算が上がっていると確認しているんですが、上がっていることになるのかな、これは、維持管理費、新しくなって。

その辺の根拠を詳しく教えてほしい。何でこんな条例のせいで、こういう市の計算で出してきた、これはまさしく市の職員が行くということなのか、ここに、逆にいうと、指定管理にして。参考までにしたのかな。

○宮阪市民生活環境部長 それでは、それぞれの職員3人と補助的職員1人、この表の中身について御説明させていただきます。

まず、職員3名につきましては、1人が総括責任者と位置づけております。火葬場の業務全体を総括して市と連絡調整を行って、業務遂行に当たって指導的立場にあるものというふうな位置づけが1人でございます。

これにつきましては、当然、この事業を総括しますので、指導的立場となる者でございます。その計算されると約800万円ぐらいになるということなんですけれども、これは事業者負担、社会保険とかの事業者負担分を含む市職員の平均給与を参考にいたしております。ですので、若干、決算なんかで出てくる平均給与とはちょっと違う数字がここには出てくるかと思えます。あくまでもこれは、事業主の負担の社会保険等を含んでおるといふふうにお考えいただきたいと思えます。

この3名のうちあと2人につきましては、それと800万円の総括責任者に次いでですけれども、指導的立場になるので、この平均給与よりも少し高い給与水準になるというふうにも考えられるんですけども、積算としては平均給与を採用しているということでございます。

その職員3名の残りの2人につきましては、火葬業務を行うことができる、電気とか機械等の知識を有する技能職員を考えております。火葬業務と一般事務を兼ねて行うという者を2名配置するというふうと考えておまして、給与水準の理由といたしましては、参考となる火葬の技能職に関する給与水準の調査結果というものがございませんので、ちょっと準用した基準としましては、公共工事なんかで、国が調査しておる労務単価につ

きましては、指導的な立場にある世話役と呼ばれる労務単価と、機械設備の技能職の労務単価がほぼ同じであるということも鑑みまして、市の積算といたしましては、総括責任者と同等の平均給与を採用しておるということで、この3名が同じ平均給与の積算というふうになっております。

それと、その次の職員1人、これにつきましては、補助的な職員という位置づけにしております、給与が、先ほど委員がおっしゃいました330万円ぐらいになるんですが、これも社会保険等の事業主負担分を含むというふうに考えております。

それに際して、その上の職員3名が行う主な業務、その補助や軽作業などを行うと考えておまして、積算といたしましては、前の委員会でも御説明いたしました市の再任用の職員給与を参考にしたというものでございまして、あくまでも市の再任用の職員が、火葬場で勤務することを規定しているというものではございませんので、あくまでも積算上の話ということでございます。

あと、臨時的職員が2名です。昼間の日常警備や清掃を行うとして2名を計上しております。これにつきましては、市の臨時的職員程度の賃金、これを採用しているというような内容でございます。

あと、炉の維持管理経費につきましては、平成25年に、この火葬場の炉と運営費を含めてプロポーザルを行っておりまして、そのプロポーザルの結果で決定する際に、炉の建設費用とこの維持管理費用を合わせて、一番安いところというんですか、プロポーザルですので、価格と中身が一番よいところをその時点で選んだと。そのときの提案されている維持管理経費が、ここに示されています5年間で1,445万円ということになっております。それをそのままここに計上しておるということでございます。

以上でしたでしょうか。

○古谷委員 この職員の勤務時間はどうか、その責任者の勤務時間。

○堀口委員長 それで、答弁とりますか。（「はい」の声あり）

○宮阪市民生活環境部長 火葬場の運営時間につきましては、9時から夜6時となっております。あ

と、この職員3名と補助的1名で、休日等も含めてローテーションをしていただくというふうに積算上は考えております。ただ、実際の運営に関しましては、先ほどから申しておるとおり、指定管理者が、サービスの内容や業務の内容に応じて、必要な人員を配置するというふうに考えております。

以上です。

○古谷委員 どうも今の話でいくと、この総責任者とかが年収800万というのは、これはあくまでも積算上というんですけれども、何かちょっと腑に落ちないなというので。

これは、先ほども和気委員の前回配られた経費の削減が期待できると、効率的に運営しているというんだったら、効率的に運営するのであれば、別にこんな人は要らないんじゃないですかね。総責任者と職員1人と臨時職員ぐらいでいけると違うかな、アルバイトで。ほとんどアルバイトですやん、今、指定管理でやっているのは。

この辺、新しく見るのであれば、専門業者が見て、今わかりますよ、専門業者の社会保険、専門業者は技術的って、大体、専門業者の技術職でも平均五、六百万じゃないかなと僕は思うんですけれども、800万というのがどうなのか、果たしてこの市場に対して、こういう積算の出し方というのが。

例えば、これは泉佐野市ではどうなんですかね。この人件費とかというのは、この辺はわかりませんか。これは僕らでも調べたらすぐわかるんですけれども、需用費とかこの辺、どうですか、最後に。

○宮阪市民生活環境部長 他の自治体の個別の給与については、うちのほうでは把握できておりません。ただ、あくまでも標準、初めての施設ですので、あくまでも市が積算して、市が適切と思われる運営をしていただくのに必要な経費を算出することが、どうしても必要となってまいります。

その際に、積算の内容といたしましては、可能な限り現実に近いように積算をするために、ほかの管理費とか維持管理、修繕に関しましては、類似業務の価格をもとに算出をいたしております。

ただ、人件費に関しましては、なかなか給与水準を調査したもの、この火葬場に関して給与水準を調査したものというのが見当たらないということもありまして、あくまでもこれは市の平均給与を採用して積算しておるわけでございます、ただ、この金額をその指定管理者に支払えというわけではございませんので、あくまでも積算でございます、これに基づいて、これを上限価格として、それ以内で提案していただくということでございます。あくまでも積算でございますので、よろしく願いいたします。（「ちょっと最後に」の声あり）

○古谷委員 積算と比べるんだったら、積算であくまでもというのであれば、ぜひこの泉佐野市、和泉市、貝塚市、このあたりの同じ資料を出してもらいたいと思います。ちょっと比較したいなと思います。その資料をお願いできますか。

○堀口委員長 ほな、後で取り扱います。（「全く同じ資料でお願いしたいんですけども」の声あり）それはまた後で。（「はいはい、委員長にお任せします」の声あり）

次、ほかによろしいですか。

○山本副委員長 2点、質問をしたいと思います。この前の委員会で誤って職員のほうから発言があった職員の正社員が何名とか再任用が何名という話があったかと思うんですけども、それが一定、問題視されて今回こういうふうな形になっていると思うんです。

あのときまだ募集が続いてまして、21日の夕方の5時まで募集が続いていたというところで、あの発言をしてしまった時点で、その募集、要は指定管理者の募集の内容自体に、要は不公平感が生じたんじゃないかなというふうに懸念をいたしております。

あの厚生文教常任委員会での発言から21日の夕方5時までの間で、そこで提出してきたような業者、応募してきたような業者がいるのかどうか、お聞きしたいと思います。

○宮阪市民生活環境部長 指定管理者の指定に関する募集につきましては、今現在募集が終わった、募集といたしますか、提案書の締め切りが終わった段階で、これからまだ審査等がございますので、

その公平性といいますか、競争性といいますか、その辺の観点からその詳しいお話について、今現在ではちょっとできないというふうに考えておりますので、よろしく御理解をいただきたいと思っております。

○堀口委員長 ちょっといいですか。

これは競争性の観点はわかるんですけども、実際にもし後から出てきているというのがわかった時点で、これはそもそもだめでしたという話になってきいへんかな。

○宮阪市民生活環境部長 提出期限が21日でしたので、提出のあった事業者については21日に出してきたということでございます。

○堀口委員長 ほかは、ないですか。よろしいですか。以上で本件に対する質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

○和気委員 この新火葬場においては、本当に市民の方が期待されて、4月の開設を待っている状況なんですけれども、今回阪南泉南共立の施設ということですけども、この使用料の額の急激な高さについては、市民にとっては本当にやっぱり、今、大変な厳しい生活の状況の中で、最後の本当にお葬式をしてお見送りをする、その中で、本当に安心してこれをしてあげたいという気持ちがいっぱいやと思うんですよ。

そういった中で、今回のこの決め方については、やっぱりせめて現行の状況のままにしながら、運営状況とか指定管理者の努力とかも踏まえながら、それでどうしても、これではできないというようなことになれば、次の段階、見直す時期とかで、値上げとかせざるを得ないとかということであるならば、市民の方も納得できるし、協力してその額についてもできるかというふうには思いますが、こういった状況ではない、やはりこの急激な値上げでもありますし、また激変緩和という市のこれはできないというような形の決まりの中であるんですよと、新しくできる場合はできないということも言っていますけれども、特例として、こういった状況の中では、激変緩和的に料金についてもスライドにしていくとか、そういう方法もできるんじゃないかなというふうに思います。

そういった意味では、指定管理者のサービスの

向上やとか削減、経費の削減とかということで、そういう努力もしていただくわけですから、そういった、今回のこの上げ幅について高過ぎるということで、そういうことで反対します。

○堀口委員長 ほかに。

○山本副委員長 反対という立場から討論をさせていただきます。

理由は何点かございます。この議会が始まる前にいろいろ考えていましたし、先ほど動議がありました継続審議というところも一定検討をさせていただきましたが、1つ目、継続審議というのは、かなり特異なプロセスでして、ほかの議会でもほとんどない、泉南の市議会の中でも1回しか例を見ないことで、そういう異常なプロセスで、また延ばして議論をするべきかというところを考えたときに、これは結論としては妥当じゃないだろうという判断をして、先ほどは起立をいたしませんでした。

そこで、私のほうからは、まず価格面の問題です。使用料が2万円というところで、大阪府下の火葬場の料金を見たときに、大阪府下では2番目に高い料金設定というふうになっていまして、余りにも高過ぎるんじゃないかと。市民の方から見ても、かなり価格が上がっているの、何で一緒になったのにこんなに高くなっているんだというお言葉もいただいています。これが1点。

もう1つは、先ほど古谷委員のほうからありましたけれども、積算根拠の妥当性というところで、一般市民が見ても、明らかに職員1人当たりが800万円という積算はおかしいんじゃないのかなとやっぱり言わざるを得ません。我々の給料よりも高い設定を標準として、上限額として設定しているというところが、果たしてどうなのかなというところが2点目です。

そして3点目に、先ほど私が質問しましたとおり、競争性とか公正性という観点から、やはりこの前の委員会であった発言は、募集の期間中であつた発言でして、指定管理の募集をする中で、その発言があつたという時点で、やっぱり公正性に欠けるということになってしまっているという、結果を捉えたらそういうふうになっていますので、ここに関しても結局賛成ということができない。

最後に、今回の上程前のプロセスですね。毎回いろんな議案で、これが例えば否決をされれば、市民生活に影響があるという話がいつもありますけれども、我々としては、議会としてはいいものはいいと、だめなものはだめと、ちゃんと言っていく、そんな機能を発揮するために我々は市民に選ばれているので、あかんものはあかんという判断を最終的にはさせていただきます。

以上です。

○堀口委員長 ほかにないですか。———以上で本件に対する討論を終結いたします。

これより議案第6号を採決いたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり可決することに賛成の委員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○堀口委員長 起立少数であります。よって議案第6号は、否決されました。

次に、議案第7号「泉南市地域包括支援センターにおける包括的支援事業の実施に係る人員等の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とし、質疑を行います。質疑はありませんか。

○和気委員 この主任介護支援専門員、これは地域包括支援センターに置く方ということになっていますので、この役割、介護支援専門員というのはたくさんいらっしゃるというふうに思いますが、各事業者の中でも、地域包括支援センターの役割、そこに置いてある役割、また内容について、その点、2点についてお聞かせください。

○高尾長寿社会推進課長 私のほうから、主任介護支援専門員の役割と内容ということでの御質問ですが、まず、ケアマネジャーには主任ケアマネジャーと、主任ケアマネという資格を持っていない一般のケアマネの2種類がございます。平成18年に主任ケアマネジャーというふうな形で位置づけがされまして、地域包括支援センターに配属、配置をするというふうに決まっております。

今回、市の主任ケアマネの役割の期間の改正ということで、今回条例を提案させていただいているわけなんですけれども、主任ケアマネのまず役割としましては、一般の介護支援専門員への個別支援、それと主任ケアマネというのは、本来平

成18年度に、先ほども言いましたけれども、地域包括支援センターに配置されるものでございましたけれども、普通の一般のケアマネの事業所にも配置ができるというふうな形になってございます。

一般のケアマネへの個別支援、それとその事業所における人材育成の実施、それと主任ケアマネということでございますので、地域資源として考えてございます。

その地域資源として、ネットワークづくりを主にやっていくというふうな、社会資源をつくっていく役割というふうなものも、一定、主任ケアマネには与えられておりますので、そういった部分での研修なりを受けた者が、主任ケアマネというふうな形になってございます。

今回、主任ケアマネの有効期限というのが5年に1回、更新の研修を受けなければいけないというふうな形になってございますので、その整理をさせていただいたというのが、今回の条例の内容でございます。あくまでも主任ケアマネというのは、基本的には一般のケアマネの個別支援、または事業所人材育成、それとまた地域資源の創出に役割があるということでございます。

以上です。

**○和気委員** 大事な役割を担っているというふうに思いますが、この地域包括支援センター、また一般の事業所の中の支援でもあるということですので、そういった方々への、もちろん泉南市たくさん事業所もありますし、そういった中の支援員の方もたくさんいらっしゃると思いますが、この交流会とか、もちろん研修をして高めていくということでもありますので、その点はどのように研修をされて、交流、包括だけじゃなくて地域のこの主任、日本語で主任介護支援専門員ですよね、この方々の交流とかはされているんですか、その点について最後に聞かせてください。

**○高尾長寿社会推進課長** 泉南市でケアマネ連絡会というものがございます、そこで一定その主任ケアマネ、主任介護支援専門員には一定の役割を担っていただいているということでございます。

以上です。

**○堀口委員長** よろしいですか。

ほかはないですか。——以上で本件に対す

る質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。——討論なしと認めます。

以上で本件に対する討論を終結いたします。

これより議案第7号を採決いたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

**○堀口委員長** 御異議なしと認めます。よって議案第7号は、原案のとおり可決されました。

次に、本委員会の閉会中の継続調査の申し出についてお諮りをいたします。

お諮りいたします。本委員会の所管事項につきましては、調査研究のため引き続き閉会中の継続調査の申し出を行いたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

**○堀口委員長** 御異議なしと認めます。よって議長に対し、閉会中の継続調査の申し出を行うことに決定いたしました。

なお、閉会中において調査を行う事件につきましては、委員長に御一任くださいますようお願いいたします。

以上で、本日予定しておりました議案審査につきましては、全て終了いたしました。委員各位におかれましては、長時間にわたり慎重なる御審査をいただきましてまことにありがとうございました。

なお、本会議における委員長の報告につきましては、私に御一任いただきますようお願いを申し上げます。

これもちまして、厚生文教常任委員会を閉会いたします。

午後2時40分 閉会

(丁)

委員長署名

厚生文教常任委員会委員長

堀 口 和 弘